

多古町オープンデータ推進に関する基本方針

本方針は、平成 25 年 6 月に国が策定した「世界最先端 IT 国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」、更に平成 28 年に施行された「官民データ活用推進基本法」を踏まえ、多古町(以下、「本町」という。)におけるオープンデータ推進に向けた基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

第 1 章 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

1 オープンデータの定義

オープンデータとは、本町が保有する公共データのうち、機械判読に適した形式により、二次利用が可能なルールの下で、無償で公開されたデータのことをいう。

2 オープンデータの目的

(1) 町政の透明性・信頼性の向上

本町が保有する公共データをオープンデータとして公開し、町政の見える化に取り組むことで、透明性・信頼性の向上を図る。

(2) 町民生活の利便性の向上及び協働の推進

オープンデータの活用が進展することにより、多様なサービスの創出につながり、町民が享受できるサービスの向上が図られる。また、町民、企業等と情報共有することで、町政への関心、参画意識が高まり、地域経済の活性化や協働の促進が期待される。

(3) 町政における業務の効率化

庁内において、データを一元化することにより、情報共有がより簡易に図られ、行政運営の効率化につながる。

第 2 章 オープンデータの推進に向けた取組の方向性

1 公開対象とするデータ

本町が保有している情報のうち、本町ホームページにおいて公開している情報や、町民のニーズの高いものにつき、その必要性を考慮した上で、適宜データ形式に変換し、公開する。

ただし、下記のものについては、対象より除く。

- (1) 多古町情報公開条例(平成 13 年条例第 1 号)第 7 条に定める非開示情報
- (2) 個人情報が含まれるもの。
- (3) 公共の安全に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (5) 具体的かつ合理的な理由により、二次利用が認められないもの

2 オープンデータ公開の基本的なルール

(1) 二次利用に関する基本的なルール

オープンデータとして公開した情報は、原則として二次利用を認めるものとする。(ただし、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除く。)

情報の二次利用については、原則として、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC BY)」を使用する。

(2) 機械判読に適したデータ形式での公開

オープンデータ化するデータについては、可能な限り特定のアプリケーションに依存しない、機械判読に適したデータ形式(CSV 等)での公開を行う。

(3) 第三者の著作物が含まれる情報の取扱い

オープンデータの対象となるデータの全部または一部に、第三者の著作物が含まれる場合、オープンデータとして公開することの可否及び範囲並びに利用条件の取扱いについて、当該第三者との協議の上、決定する。

(4) 二次利用に際しての注意事項及び免責事項の明示

オープンデータの公開に当たっては、当該データの情報の時点や作成日等二次利用に必要な情報を可能な限り提供する。

また、公開したデータを二次利用した者が作成した情報により、第三者が損害を被った場合等、本町はその責を負わない旨を明示する。

3 オープンデータ推進のための取組

(1) 利用ニーズに応じたデータ公開

町民等からオープンデータとして公開を求める要望等が寄せられた場合は、対象データの所管部署等において速やかに対応の可否を検討し、対応するよう努める。

(2) 庁内におけるオープンデータの利活用の推進

庁内においても、積極的にオープンデータを活用し、業務改善に取り組むとともに、公開するオープンデータについて検討、拡充を図る。

4 本方針の改訂

本方針の内容は、今後の国における検討や関連技術の進展等を踏まえて随時改訂していくものとする。

附則

この方針は、令和3年3月4日より施行する。